

国際ソロプチミストアメリカ

2024 年度 SIA 細則 改正案

本書は第 48 回隔年大会において代表団が検討した SIA 細則改正案の一覧です。各改正案の採択に関する代表団の提言が添付されています。

改正案 #1～8 は改正されておらず、大会招集時に提示されたものと同様の内容であり、各案の採択に関する代表団の提言が記載されています。

改正案 #9 は代表団によって改正され、改正案に登場する「global」（グローバル）の文言がすべて削除され、「Federation」（連盟）の文言に差し替えられています。大会招集時に提案されたとおりの改正前の内容について、**追加箇所は太字・斜体**で示され、削除箇所は 1 本の取り消し線（例：~~削除箇所~~）で示されます。改正前の改正案に対する大会代表団による改正は、新しく追加された語句は**大きな太字・斜体**、改正前の案からの削除が提言された箇所は二重取り消し線を引いた太字・斜体（例：~~~~削除箇所~~~~）でそれぞれ示されます。貴クラブが投票を行う改正案は、中央および右の列に記載されているとおりです。注：原文の但し書き、根拠、財務上の影響、理事会からの情報、SIA 手順 H への統一的な変更内容は、代表団による「ファンディング評議会」の改称を反映するために更新されていません。

また、大会時に配布された改正案における一部語句について、推奨されている日本語の用語が使用されていないとの報告が SIA 本部に届いています。当該文書は大会時に使用されたバージョンを元に、以下推奨される用語を用いて改定されました。

英語	大会時に使用された訳語	推奨される日本語の用語
Bylaws	附則 Fusoku	細則 Saisoku
proposal	提案 Teiann	改正案 Kaiseiann
Proposed Amendment	修正案 Shuuseiann	改正案 Kaiseiann
if amended, would read	修正後 shuuseiann	改正後 kaiseigo

2024 年度 SIA 細則 改正案

改正案 #1:SIA 細則に私益に関する条項を設ける

発案者:SIA 理事会

米国内国歳入庁 (IRS) の私益に関する標準的な条項を明記し、理事および役員が個人の私的立場において政治活動に参加する権利を確実なものとするために、2 つの新しい段落を追加することにより、第 2 条の「目的および有効化条項」第 2.01 項「目的」を改正します。

現在の文章	改正案	改正後
第 2.01 項「目的」連盟の目的は次の通りとする。 (a) 自身の可能性を最大限に発揮して夢を生きるためのリソースがあらゆる年齢層の女性に与えられているというビジョンを追求すること。 (b) あらゆる年齢層の女性に、経済的エンパワーメントを達成するために必要な教育と訓練の機会を提供すること。 (c) 国際ソロプチミストおよび他のソロプチミスト連盟と連携して活動すること。	第 2.01 項「目的」連盟の目的は次の通りとする。 (a) 自身の可能性を最大限に発揮して夢を生きるためのリソースがあらゆる年齢層の女性に与えられているというビジョンを追求すること。 (b) あらゆる年齢層の女性に、経済的エンパワーメントを達成するために必要な教育と訓練の機会を提供すること。 (c) 国際ソロプチミストおよび他のソロプチミスト連盟と連携して活動すること。 連盟のいかなる理事、役員、従業員、コンサルタント、または代理人も、(a) 1986 年内国歳入法 第 501 条 (c)(3) の改正版 (以下「法典」) に基づいて連邦所得税を控除される組織、および (b) 同法典の第 170 条に基づいて控除の対象となる寄付金を受け取る組織による実施が許可されていない行動や活動を、連盟によるもの、または連盟を代表するものとして行うことは禁じられている。連盟は、いかなる政治運動（声明の発表または配布を含む）にも公職の候補者に代わって参加または介入し	第 2.01 項「目的」連盟の目的は次の通りとする。 (a) 自身の可能性を最大限に発揮して夢を生きるためのリソースがあらゆる年齢層の女性に与えられているというビジョンを追求すること。 (b) あらゆる年齢層の女性に、経済的エンパワーメントを達成するために必要な教育と訓練の機会を提供すること。 (c) 国際ソロプチミストおよび他のソロプチミスト連盟と連携して活動すること。 盟のいかなる理事、役員、従業員、コンサルタント、または代理人も、(a) 1986 年内国歳入法 第 501 条 (c)(3) の改正版 (以下「法典」) に基づいて連邦所得税を控除される組織、および (b) 同法典の第 170 条に基づいて控除の対象となる寄付金を受け取る組織による実施が許可されていない行動や活動を、連盟によるもの、または連盟を代表するものとして行うことは禁じられている。連盟は、いかなる政治運動（声明の発表または配布を含む）にも公職の候補者に代わって参加または介入してはならない。本法典の第 501 条 (c)(3) に従い、組織法律で許可

	てはならない。法典の第 501 条 (c)(3) に従い、組織法律で許可されている範囲を除き、連邦所得税が控除される組織のためのプロパガンダやロビー活動で連盟の活動の重要な部分を構成してはならない。 この規定は、個人の立場で活動する理事または役員の政治活動を制限するものとはみなされないものとする。	されている範囲を除き、連邦所得税が控除される組織のためのプロパガンダやロビー活動で連盟の活動の重要な部分を構成してはならない。 この規定は、個人の立場で活動する理事会役員またはその他役員の政治活動を制限するものとはみなされないものとする。
--	---	---

根拠:提示された内容の私益に関する条項は、米国で慈善団体の地位（つまり、第 501 条 (c)(3) の課税控除資格）を保持するすべての非営利団体に義務付けられています。この私益に関する条項は現在、国際ソロプチミストアメリカ (Soroptimist International of the Americas, Inc.) のペンシルベニア連邦との定款に記載されています。したがって、SIA はすでにこの条項の規定に従う必要があります。さらに、改正案に示された文言は必須であり、第 501 条 (c)(3) の組織に関連する米国法典（法律）に記載されているため、提案された新しい文言を改正することはできません。

国際ソロプチミストアメリカ (Soroptimist International of the Americas, Inc.) と、クラブ、地区、地域を含む連盟の下位部門は、市民政府による必須の私益に関する条項と長年にわたるソロプチミストの伝統および規則（「SIA の手順 A. 一般事項（第 1 項）」）の両方に基づき、いかなる政治運動への参加も禁じられている一方で、第 2 段落には「理事または役員としての役職に就いている個人は、私人として政治活動に参加する権利を有している」と明記されています。

SIA の法務顧問は、さらなる可視性と透明性を確保するため、SIA 細則の中に私益に関する条項を含めることを推奨しています。

財務上の影響:なし

大会会議の提言：代表団は、各クラブが本改正案を大会招集時と同様の内容で採択されることを提言。

改正案 #2:SIA 細則に「第 13 条 解散」を新規条項として追加する

発案者:SIA 理事会

現在の文章	改正案	改正後
	第 13 条 解散 法人が解散した場合、法人の定款に規定されているとおり、理事会は、法人のすべての負債を支払うか、負債支払いに関する規定を設けた後、法人の当該の負債の免除目的のみに基づいて法人の資産を処分するか、または慈善、教育、または科学のみを目的として組織化および運営される単一または複数の組織に譲渡することを、理事会が決定するものとする。かかる組織は、その時点で法典の第 501 条 (c)(3) に基づいて非課税団体として適格でなければならない。かかる資産がそのように処分されなかった場合、当該の負債の免除を目的としてのみ、その時点で法人の主たる事務所が所在する郡の普通訴訟裁判所によって処分されるものとする。資産が売却された場合または法人が解散した場合に、余剰資金を個人の私益のために使用することは明示的に禁じられている。	第 13 条 解散 法人が解散した場合、法人の定款に規定されているとおり、理事会は、法人のすべての負債を支払うか、負債支払いに関する規定を設けた後、法人の当該の負債の免除目的のみに基づいて法人の資産を処分するか、または慈善、教育、または科学のみを目的として組織化および運営される単一または複数の組織に譲渡することを、理事会が決定するものとする。かかる組織は、その時点で法典の第 501 条 (c)(3) に基づいて非課税団体として適格でなければならない。かかる資産がそのように処分されなかった場合、当該の負債の免除を目的としてのみ、その時点で法人の主たる事務所が所在する郡の普通訴訟裁判所によって処分されるものとする。資産が売却された場合または法人が解散した場合に、余剰資金を個人の私益のために使用することは明示的に禁じられている。

根拠:ペンシルベニア州では、解散条項を設けることが法人組織に義務付けられています。SIA のように米国で慈善団体としての税務ステータスを保持している組織の場合、米国内国歳入法に従い、解散時に組織の収益が慈善目的かつ非課税の目的のもとに使用されなければならないことを解散条項に明記する必要があります。解散条項は現在、国際ソロプチミストアメリカ (Soroptimist International of the Americas, Inc.) のペンシルバニア州との定款に記載されています。したがって、SIA はすでにこの条項の規定に従う必要があります。さらに、改正案に示さ

れた文言は必須であり、第 501 条 (c)(3) の組織に関連する米国法典 (法律) に記載されているため、提案された新しい文言を改正することはできません。

SIA の法務顧問は、さらなる可視性と透明性を確保するために、解散条項を新しい条項として SIA 細則に含めることを推奨しています。

財務上の影響:なし

大会会議の提言：代表団は、各クラブが本改正案を大会招集時と同様の内容で採択されることを提言。

改正案 #3:SIA 役員の注意義務の基準と正当な信頼、および責任の制限を規定する

発案者:SIA 理事会

第 6.10 項「役員の注意義務の基準と正当な信頼」および第 6.11 項「役員の個人賠償責任」を追加することにより第 6 条「役員」を改正します。

現在の文章	改正案	改正後
	<u>第 6.10 項「役員の注意義務の基準と正当な信頼」</u>役員は、非営利法人の最善の利益になると合理的に信じられる方法で、同様の状況下において標準的な思慮深さを持つ人物が行うであろう通りに合理的な調査、技能、勤勉さを含む注意を払い、誠意を持って役員の職務を遂行しなければならない。 職務を遂行する際、役員は、財務諸表およびその他の財務データを含む情報、意見、報告書または声明を、誠意を持って信頼する権利を有するものとする。かかる情報、意見、報告書、または声明は、いずれの場合においても、下記のいずれかの機関によって作成または提示されるものとする。 (a) 提示された事項において信頼性があり有能であると役員が合理的に判断する、法人または法人の関連会社の 1 人または複数の他役員または従業員。 (b) 当該事項に関する範囲の専門的能力や知識を有すると役員が合理的に判断する、弁護士、公認会計士、またはその他の人物。信頼に根拠がないという判断の原因となる事項に関する実際の知識を役員が有する場合、かかる役員は誠意を持って行動しているとはみなされない。 誠意を持って事業判断を行う役員は、以下に準拠した場合に役員の職務を遂行したものとみなされる。	第 6.10 項「<u>役員の注意義務の基準と正当な信頼</u>」役員は、非営利法人の最善の利益になると合理的に信じられる方法で、同様の状況下において標準的な思慮深さを持つ人物が行うであろう通りに合理的な調査、技能、勤勉さを含む注意を払い、誠意を持って役員の職務を遂行しなければならない。 職務を遂行する際、役員は、財務諸表およびその他の財務データを含む情報、意見、報告書または声明を、誠意を持って信頼する権利を有するものとする。かかる情報、意見、報告書、または声明は、いずれの場合においても、下記のいずれかの機関によって作成または提示されるものとする。 (a) 提示された事項において信頼性があり有能であると役員が合理的に判断する、法人または法人の関連会社の 1 人または複数の他役員または従業員。 (b) 当該事項に関する範囲の専門的能力や知識を有すると役員が合理的に判断する、弁護士、公認会計士、またはその他の人物。信頼に根拠がないという判断の原因となる事項に関する実際の知識を役員が有する場合、かかる役員は誠意を持って行動しているとはみなされない。 誠意を持って事業判断を行う役員は、以下に準拠した場合に役員の職務を遂行したものとみなされる。

(a) 事業上の判断の対象に、役員または役員の関係者や系列会社による自己取引が含まれないこと。 (b) 特定の状況下において適切であると役員が合理的に信じる範囲で、事業上の判断の対象に関しての情報を十分に得ていること。 (c) 事業上の判断が会社の最善の利益になると役員が合理的に信じていること。 第 6.11 項 役員の個人賠償責任の制限 現在施行されており随時改正される可能性があるペンシルバニア州法で認められる最大限の範囲で、役員は、いかなる措置の遂行、またはいかなる措置の不履行に対しても、個人的に金銭的損害賠償の責任を負わないものとする。ただし、以下を例外とする。 (a) 役員が役員としての職務に違反した、または職務を遂行しなかった場合（法第 57 章の C 節を参照）。 (b) 職務違反、もしくは不履行が、自己取引、故意の不正行為、もしくは無謀な行為に相当する場合。 本条は、役員による刑法の違反、または連邦法、州法、または地方法に基づく税金の支払いの不履行に関して、いかなる役員に対しても賠償責任保護を提供するものではない。 本条の廃止または改正は将来的な変更のみとしてみなされ、かかる変更前に発生した行為または不作為に関する役員の責任は減少する可能性はあるものの増加することはないものとする。	(a) 事業上の判断の対象に、役員または役員の関係者や系列会社による自己取引が含まれないこと。 (b) 特定の状況下において適切であると役員が合理的に信じる範囲で、事業上の判断の対象に関しての情報を十分に得ていること。 (c) 事業上の判断が会社の最善の利益になると役員が合理的に信じていること。 第 6.11 項「役員の個人賠償責任の制限」 現在施行されており随時改正される可能性があるペンシルバニア州法で認められる最大限の範囲で、役員は、いかなる措置の遂行、またはいかなる措置の不履行に対しても、個人的に金銭的損害賠償の責任を負わないものとする。ただし、以下を例外とする。 (a) 役員が役員としての職務に違反した、または職務を遂行しなかった場合（法第 57 章の C 節を参照）。 (b) 職務違反、もしくは不履行が、自己取引、故意の不正行為、もしくは無謀な行為に相当する場合。 本条は、役員による刑法の違反、または連邦法、州法、または地方法に基づく税金の支払いの不履行に関して、いかなる役員に対しても賠償責任保護を提供するものではない。 本条の廃止または改正は将来的な変更のみとしてみなされ、かかる変更前に発生した行為または不作為に関する役員の責任は減少する可能性はあるものの増加することはないものとする。
---	--

根拠:1988 年のペンシルベニア非営利法人法の 2023 年度改正において、同法は組織の理事会の要件と保護とは別に、組織役員の要件と保護を制定しました。これらの新たな条項案では、ペンシルベニア州で設立された組織に属する役員が、「注意義務の基準と正当な信頼」に記載される共通規定に従って組織の最善の利益のために決定を下している限り、かかる役員の個人賠償責任を排除する規定を設けています。同法におけるこれらの共通規定は、SIA 役員に期待される意思決定基準とプロセス、およびその意思決定を行う上での責任の制限を理解することによりボランティアが非営利役員として働くことを奨励するという公共政策を推進することを目的としています。

SIA 細則へのこれらの新しい条項の追加は、ペンシルベニア州非営利法人法の 2023 年度改正条項に照らし合わせて SIA 細則を検討した上で、SIA 法務顧問によって推奨されています。これらの新しい条項を細則に含めることで、これらのトピックに関する可視性と透明性がすべての会員に提供されます。2023 年度の法改正以前は、SIA 細則第 8.13 条「注意義務の基準と正当な信頼」 および第 8.18 条「理事の個人賠償責任の制限」に規定されている理事会を対象とする規定が役員にも適用されていました。提案されている新しい条項は、ペンシルベニア州非営利法人法の 2023 年度改正版から直接引用されているため、改正することはできません。

財務上の影響:なし

大会会議の提言：代表団は、各クラブが本改正案を大会招集時と同様の内容で採択されることを提言。

改正案 #4:SIA 理事会を対象とする「注意義務の基準と正当な信頼」を改正する

発案者:SIA 理事会

第 8.13 項「注意義務の基準と正当な信頼」を文言の置き換えにより改正し、条項名を「注意義務の基準、正当な信頼、および事業判断の規則」に変更することにより、第 8 条を以下の通り改正します。

- (a)の最初の段落で、「同様の状況下において標準的な思慮深さを持つ人物が行うであろう通りに合理的な調査、技能、勤勉さ」を削除し、「同様の状況下において標準的な思慮深さを持つ人物が行うであろう通りの技能と勤勉さ、および、1988 年度ペンシルベニア州非営利法 第 5715 条 (a)(権限の行使全般に関するもの)または第 5716 条 (a) (代替基準に関するもの)に記載される状況および利益と要因のうち理事が適切と考える場合はペンシルベニア州法によって要求されている問題への合理的な調査を考慮しなければならない」を挿入し、「または提示」を削除し、(a) (iii) の第 2 段落に「実際の」を挿入し、「であろう」を削除し、「そうであるために」を挿入し、「そのようなデータに基づいて」を削除し、「である」を挿入し、(a) (iii) に「誠意を持って事業判断を行う理事は、以下に準拠した場合に理事の職務を遂行したものとみなされる。」という文で始まる新しい段落および (i)(ii) および (iii)を挿入します。
- (b) に「適切と思われる範囲で」を挿入し、(i) の「これらの要因の考慮は、第 8.13 項 (a) の違反とならないものとする」を削除し、(ii)(iii) および (iv) を挿入し、「理事会、理事委員会、および個々の役員は、連盟の最善の利益または何らかの行動の影響を考慮する際、法人の利益またはそのような行動によって影響を受ける特定のグループの利益を、主要または統制的な利益・要因と見なすことは義務付けられていない。これらの利益や要因のいずれかを考慮することは、受託者責任の違反にはならないものとする。」という段落を挿入します。
- (c) を削除します。

現在の文章	改正案	改正後
第 8.13 項「<u>注意義務の基準と正当な信頼</u>」 (a) 理事は連盟に対して受託者と受益者の関係において行動しなければならない。さらに、理事として職務を遂行する可能性のある理事会のいかなる委員会役員としての義務を含む理事としての義務を、連盟の最善の利益になると理事が合理的に信じる方法で、同様の状況下において標準的な思慮深さを持つ人物が行うであろう通りに合理的な調査、技能、勤勉さを含む注意を払い、誠意を持って遂行しなければならない。このよ	第 8.13 項「<u>注意義務の基準、正当な信頼、および事業判断の規則</u>」 (a) 理事は連盟に対して受託者と受益者の関係において行動しなければならない。さらに、理事として職務を遂行する可能性のある理事会のいかなる委員会役員としての義務を含む理事としての義務を、連盟の最善の利益になると理事が合理的に信じる方法で、同様の状況下において標準的な思慮深さを持つ人物が行うであろう通りに合理的な調査、技能、勤勉さを含む注意を払い、誠意を持って遂行	第 8.13 項「<u>注意義務の基準、正当な信頼、および事業判断の規則</u>」 a) 理事は連盟に対して受託者と受益者の関係において行動しなければならない。さらに、理事として職務を遂行する可能性のある理事会のいかなる委員会役員としての義務を含む理事としての義務を、連盟の最善の利益になると理事が合理的に信じる方法で、同様の状況下において標準的な思慮深さを持つ人物が行うであろう通りに合理的な調査、技能、勤勉さを含む注意を払い、誠意を持って遂行しなければならない。同様の

うな職務を遂行するにあたり、理事は、財務諸表およびその他の財務データを含む情報、意見、報告書または声明を、誠意を持って信頼する権利を有するものとする。かかる情報、意見、報告書、または声明は、いずれの場合においても、下記のいずれかの機関によって作成または提示されるものとする。 (i) 提示された事項において信頼性があり有能であると理事が合理的に判断する、連盟の1人または複数の役員または従業員。 (ii) 当該事項に関する範囲の専門的能力や知識を有すると理事が合理的に判断する、弁護士、公認会計士、またはその他の人物。 (iii) 理事が関与しておらず、指定された権限内の事項に関して法律に従って正式に指定されており、理事が信任に値すると合理的に判断する理事委員会。 提供されたデータに対する信頼に根拠がないという判断の原因となる事項に関する実際の知識を理事が有する場合、かかる理事は誠意を持って行動しているとはみなされない。 (b) 理事会、理事委員会、および各理事は、それぞれの立場の職務を遂行する上で、連盟の最善の利益を考慮し、従業員、連盟が事業関係やその他の関係を持つ人物、連盟および連盟に関連する事務所その他の施設が所在するコミ	しなければならない。—同様の状況下において標準的な思慮深さを持つ人物が行うであろう通りの技能と勤勉さ、および、1988年度ペンシルベニア州非営利法第5715条(a)(権限の行使全般に関するもの)または第5716条(a)(代替基準に関するもの)に記載される状況および利益と要因のうち理事が適切と考える場合はペンシルベニア州法によって要求されている問題への合理的な調査を考慮しなければならない。 このような職務を遂行するにあたり、理事は、財務諸表およびその他の財務データを含む情報、意見、報告書または声明を、誠意を持って信頼する権利を有するものとする。かかる情報、意見、報告書、または声明は、いずれの場合においても、下記のいずれかの機関によって作成または提示されるものとする。 (i) 提示された事項において信頼性があり有能であると理事が合理的に判断する、連盟の1人または複数の役員または従業員。 (ii) 当該事項に関する範囲の専門的能力や知識を有すると理事が合理的に判断する、弁護士、公認会計士、またはその他の人物。 (iii) 理事が関与しておらず、指定された権限内の事項に関して法律に従って正式に指定されており、理事が信任に値すると合理的に判断する理事委員会。 提供されたデータに対する信頼に根拠がないという判断の原因となる事項に関する	状況下において標準的な思慮深さを持つ人物が行うであろう通りの技能と勤勉さ、および、1988年度ペンシルベニア州非営利法第5715条(a)(権限の行使全般に関するもの)または第5716条(a)(代替基準に関するもの)に記載される状況および利益と要因のうち理事が適切と考える場合はペンシルベニア州法によって要求されている問題への合理的な調査を考慮しなければならない。このような職務を遂行するにあたり、理事は、財務諸表およびその他の財務データを含む情報、意見、報告書または声明を、誠意を持って信頼する権利を有するものとする。かかる情報、意見、報告書、または声明は、いずれの場合においても、下記のいずれかの機関によって作成されるものとする。 (i) 提示された事項において信頼性があり有能であると理事が合理的に判断する、連盟の1人または複数の役員または従業員。 (ii) 当該事項に関する範囲の専門的能力や知識を有すると理事が合理的に判断する、弁護士、公認会計士、またはその他の人物。 (iii) 理事が関与しておらず、指定された権限内の事項に関して法律に従って正式に指定されており、理事が信任に値すると合理的に判断する理事委員会。 信頼に根拠がないという判断の原因となる事項に関する実際の知識を理事が有する場合、かかる理事は誠意を持って行動しているとはみなされない。
---	--	---

ユニティ、およびその他すべての関連要素に対するあらゆる行為の影響を考慮することができるものとする。これらの要因の考慮は、第 8.13 項 (a) の違反とならないものとする。 (c) 受託者義務の不履行違反、誠実さの欠如、自己取引、理事としての行動の欠如、または行動の不履行は、連盟の最善の利益のための行いであると推定されるものとする。	実際の知識を理事が有する場合、かかる理事は誠意を持って行動しているとはみなされない。 誠意を持って事業判断を行う理事は、以下に準拠した場合に理事の職務を遂行したものとみなされる。 (i) 事業上の判断の対象に、理事または理事の関係者や系列会社による自己取引が含まれないこと。 (ii) 特定の状況下において適切であると理事が合理的に信じる範囲で、事業上の判断の対象に関する情報を理事が十分に得ていること。 (iii) 事業上の判断が会社の最善の利益になると理事が合理的に信じていること。 (b) 理事会、理事委員会、および各理事は、それぞれの立場の職務を遂行する上で、連盟の最善の利益を考慮し、以下を考慮することができるものとする。 適切と思われる範囲で考慮すること。 (i) 従業員、連盟が事業関係やその他の関係を持つ人物、連盟および連盟に関連する事務所その他の施設が所在するコミュニティ、およびその他すべての関連要素に対するあらゆる行為の影響。これらの要因の考慮は、第 8.13 項 (a) の違反とならないものとする。 (ii) 連盟の長期計画から得られる利益や、連盟の独立性を継続して維持することでこれらの利益が最大限に発揮さ	誠意を持って事業判断を行う理事は、以下に準拠した場合に理事の職務を遂行したものとみなされる。 (i) 事業上の判断の対象に、理事または理事の関係者や系列会社による自己取引が含まれないこと。 (ii) 特定の状況下において適切であると理事が合理的に信じる範囲で、事業上の判断の対象に関する情報を理事が十分に得ていること。 (iii) 事業上の判断が会社の最善の利益になると理事が合理的に信じていること。 (b) 理事会、理事委員会、および各理事は、それぞれの立場の職務を遂行する上で、連盟の最善の利益を考慮し、以下を考慮することができるものとする。 適切と思われる範囲で考慮すること。 (i) 従業員、連盟が事業関係やその他の関係を持つ人物、連盟および連盟に関連する事務所その他の施設が所在するコミュニティ、およびその他すべての関連要素に対するあらゆる行為の影響。 (ii) 連盟の長期計画から得られる利益や、連盟の独立性を継続して維持することでこれらの利益が最大限に発揮される可能性を含む、連盟の短期および長期的利益。 (iii) 連盟の支配権を獲得しようとする人物のリソース、意図、および行動（過去、記録済み、および潜在的なもの）。 (iv) その他すべての関連要素。
--	--	---

	れる可能性を含む、連盟の短期および長期的利益。 (iii) 連盟の支配権を獲得しようとする人物のリソース、意図、および行動（過去、記録済み、および潜在的なもの）。 (iv) その他すべての関連要素。 理事会、理事委員会、および個々の役員は、連盟の最善の利益または何らかの行動の影響を考慮する際、法人の利益またはそのような行動によって影響を受ける特定のグループの利益を、主要または統制的な利益・要因と見なすことは義務付けられていない。これらの利益や要因のいずれかを考慮することは、受託者責任の違反にはならないものとする。 (e) 受託者義務の不履行違反、誠実さの欠如、自己取引、理事としての行動の欠如、または行動の不履行は、連盟の最善の利益のための行いであると推定されるものとする。	理事会、理事委員会、および個々の役員は、連盟の最善の利益または何らかの行動の影響を考慮する際、法人の利益またはそのような行動によって影響を受ける特定のグループの利益を、主要または統制的な利益・要因と見なすことは義務付けられていない。これらの利益や要因のいずれかを考慮することは、受託者責任の違反にはならないものとする。
--	--	--

根拠:1988 年度のペンシルバニア非営利法人法の 2023 年の改正により、理事会の注意、正当な信頼、および事業判断の基準が変更されました。記載されている変更は、SIA 細則を州法に準拠させ、理事会が職務を遂行する上での考慮対象となる利益と要素について、すべての会員に可視性と透明性を提供します。州法におけるこれらの共通規定は、SIA 理事会に期待される意思決定基準とプロセスを理解することによりボランティアが非営利役員として働くことを奨励するという公共政策を推進することを目的としています。本条に提案されている新しい条項は、ペンシルベニア州非営利法人法の 2023 年度改正版から直接引用されているため、改正することはできません。

財務上の影響:なし

大会会議の提言: 代表団は、各クラブが本改正案を大会招集時と同様の内容で採択されることを提言。

改正案 #5:SIA 理事会が SIA 細則の改正を提案できる時期について改めて説明する

発案者:SIA 理事会

(b) の「世界規模の有事の際に」を削除して「連盟の事業と事務を効果的に実施、管理、指揮するために受託者責任を遂行する必要がある際にはいつでも」を挿入することにより、第 12 条「改正」第 12.01 項「改正案」を**改正**します。

現在の文章	改正案	改正後
第 12.01 項「改正案」(b) 世界規模の有事が発生した際には、連盟理事会は検討のために連盟の細則改正を提案することができる。提案には財務上の影響報告書を添付する必要がある。	第 12.01 項「改正案」 (b) 世界規模の有事が発生した際には、 連盟の事業と事務を効果的に実施、管理、指揮するために受託者としての責任を遂行する必要がある場合にはいつでも、 連盟理事会は検討のために連盟の細則改正を提案することができる。提案には財務上の影響報告書を添付する必要がある。	第 12.01 項「改正案」 (b) 連盟の事業と事務を効果的に実施、管理、指揮するために受託者としての責任を遂行する必要がある場合にはいつでも、連盟理事会は検討のために連盟の細則改正を提案することができる。提案には財務上の影響報告書を添付する必要がある。

根拠:SIA 細則の第 12 条「理事会」、第 8.02 項「権限」には、次のように明記されています。「理事会は、連盟の事業と業務を実施、管理、指揮する全権限を有するものとする。」現在規定されている SIA 第 12.01(b) 項は、SIA 細則の他の箇所でも要求されている義務を理事会が遂行する能力の妨げとなる可能性があります。SIA 理事会役員は、当組織の用度係および管理委員として、クラブによって直接選出されます。理事会には受託者責任を果たすことが法的に義務付けられています。つまり、SIA 理事会は、連盟の資産と評判の保護、リスクの軽減など、SIA の最善の利益のみを考えて行動する必要があります。したがって、SIA 理事会は、現在および将来のすべてのクラブと会員のために SIA を指揮し、管理することが法的に義務付けられています。SIA 細則の変更については、理事会が変更を提案することができますが、郵便投票によって提案を承認または拒否するのはクラブの責任です。

SIA 理事会は、第 12 条 第 12.01 項「改正案」の (b) 号の改正案をクラブに提出します。細則の第 12 条は、クラブの投票によって 2022 年に改正され、2 年に一度の大会で代表者によって検討される改正案と、2 年に一度の大会外で検討される改正案の 2 つの改正案が規定されました。しかし、2022 年度の提案は同年のオンライン大会中に改正され、改正案に関する徹底的な議論やフィードバックは行われませんでした。そのため、代表者らは議論を行うことなく提案を改正しました。提案改正の動議が提出され、代表者は動議と改正提案を受け入れることに投票し、その後、改正済みの提案は、次の郵便投票で承認するようクラブに推薦するために代表者によって承認されました。

2022 年度の提案に対する改正は、第 12.01(b) 項に適用され、「理事会はいつでも、検討のために連盟の細則改正を提案することができる」という文言が「世界規模の有事が発生した際には、理事会は検討のために連盟の細則改正を提案することができる」に変更されました。

「世界規模の有事の際に」という文言をどのように解釈できるのか、あるいは解釈すべきかについての定義が求められたものの、改正案には示されませんでした。その定義の範囲は、SIA 理事会において明確ではありません。

SIA 理事会は、会員、クラブ、そして将来の SIA 理事会が現時点では想像すらできない理由により、ガバナンス文書に変更が必要となる可能性があることを理解した上で、2022 年度の改正案を作成しました。2022 年の当初の提案は、理事会が 2 年に一度の大会スケジュール外で SIA 細則改正案をクラブに提出せざるを得なくなる可能性があることに関する「想像力の欠如」を避けることを目指していました。

過去 2 年間にわたり、世界は顕著なスピードで変化してきました。その一例に、人工知能の使用があります。現時点では、潜在的な影響や法的影響は完全には明らかになっていません。他の地域では、特定の国や州、地方でプライバシー法が進化し続けています。SIA と理事会による連盟の継続的な運営にとって重要なことは、非営利団体や慈善団体がいかに行動すべきかに関する法律が常に見直されているため、理事会はコンプライアンスを維持するために適時に対応する必要がある点です。これらのテーマのいずれか、または想像を絶する未知の機会や脅威（内部または外部）により、SIA 理事会が特定の状況に適時に対応する必要性が生じる可能性があります。これには当団体のガバナンスに対する変更の提案が必要となる可能性があり、SIA 細則にある「世界規模の有事」の現状に適合しない可能性もあります。こういった機会や脅威は、隔年大会と郵便投票という SIA の内部スケジュールに従って起きるものではありません。

したがって、SIA 理事会は、隔年大会のスケジュール外において任意のタイミングで SIA 細則改正案をクラブに提案し、その検討および実行を促す能力を将来の SIA 理事会が保持できるよう、第 12.01 項 (b) の改正案を提案します。理事会の考えでは、SIA の最善の利益のために行動するという受託者責任を遂行するためにこれを行う必要があります。

財務上の影響:現時点では、財務上の潜在的な影響は不明です。しかし、理事会がタイムリーな改正案を提案できなかった場合、SIA は収益やその他のリソースを大幅に失うリスクにさらされる可能性があります。

大会会議の提言：代表団は、各クラブが本改正案を大会招集時と同様の内容で採択されることを提言。

改正案 #6:選挙区の数 を 13 区に減らす

発案者:SIA 理事会

(k) に「中央東海岸と北大西洋」を挿入し、(l) の「東海岸中央部と北大西洋地域」を削除して「北西部と山脈を平原地域」を挿入し、(m) の「北西部および山頂から平原地域」を削除して「台湾地域」を挿入し、(n) を削除することにより、第 8 条「理事会」第 8.04 項「選挙区」を改正します。

現在の文章	改正案	改正後
第 8.04 項 <u>選挙区</u>選挙区は、次の地域のクラブで構成されます。 (a) 第 1 選挙区：ブラジル地域 (b) 第 2 選挙区：カナダ東部および西部地域 第 3 選挙区：南日本および西日本地域 (d) 第 4 選挙区：東日本および北日本地域 (e) 第 5 選挙区：韓国地域 (f) 第 6 選挙区：メキシコ/中米地域、南米地域 (g) 第 7 選挙区：フィリピン地域 (h) 第 8 選挙区：日本中部地域 (i) 第 9 選挙区：カミノ・レアル、デザート・コースト、ゴールデン・ウエスト地域 (j) 第 10 選挙区：創設地域、シエラ・ネバダ、シエラ・パシフィック地域 (k) 第 11 選挙区：中西部、中央南部、南部地域 (l) 第 12 選挙区：東海岸中央部、北大西洋地域 (m) 第 13 選挙区：北西部および山頂から平原地域 (n) 第 14 選挙区：台湾地域	第 8.04 項 <u>選挙区</u>選挙区は、次の地域のクラブで構成される。 (a) 第 1 選挙区：ブラジル地域 (b) 第 2 選挙区：カナダ東部および西部地域 第 3 選挙区：南日本および西日本地域 (d) 第 4 選挙区：東日本および北日本地域 (e) 第 5 選挙区：韓国地域 (f) 第 6 選挙区：メキシコ/中米地域、南米地域 (g) 第 7 選挙区：フィリピン地域 (h) 第 8 選挙区：日本中部地域 (i) 第 9 選挙区：カミノ・レアル、デザート・コースト、ゴールデン・ウエスト地域 (j) 第 10 選挙区：創設地域、シエラ・ネバダ、シエラ・パシフィック地域 (k) 第 11 選挙区：東海岸中央部、中西部、北大西洋、中南部、中央南部地域 (l) 第 12 選挙区：東海岸中央部および北大西洋地域 北西部及び山頂から平原地域 (m) 第 13 選挙区：北西部および山頂から平原地域 台湾地域 (n) 第 14 選挙区：台湾地域	第 8.04 項 <u>選挙区</u>選挙区は、次の地域のクラブで構成される。 (a) 第 1 選挙区：ブラジル地域 (b) 第 2 選挙区：カナダ東部および西部地域 第 3 選挙区：南日本および西日本地域 (d) 第 4 選挙区：東日本および北日本地域 (e) 第 5 選挙区：韓国地域 (f) 第 6 選挙区：メキシコ/中米地域、南米地域 (g) 第 7 選挙区：フィリピン地域 (h) 第 8 選挙区：日本中部地域 (i) 第 9 選挙区：カミノ・レアル、デザート・コースト、ゴールデン・ウエスト地域 (j) 第 10 選挙区：創設地域、シエラ・ネバダ、シエラ・パシフィック地域 (k) 第 11 選挙区：東海岸中央部、中西部、北大西洋、中央南部、南部地域 (l) 第 12 選挙区：北西部および山頂から平原地域 (m) 第 13 選挙区：台湾地域

ただし書き:承認されれば、第 11 選挙区は 2026～2028 年度の理事任期の理事決定に向けて、2025 年 7 月に開始される理事の候補者推薦および選挙周期に参加することになります。SIA 理事の候補者推薦方法を改正するための「提案 7」が承認されなかった場合、当該の 5 つの地域と SIA 本部により、各地域が理事会役員の候補者を推薦する順序が決定されることとなります。

根拠:SIA 理事会は 2017 年より選挙区の構造を見直しを行っており、13 の選挙区から成る理事会の規模を維持しながら、SIA に属する様々な文化グループが理事会の活動に参加する能力を拡大する方法を決定してきました。2020 年、理事会は選挙区の数に 14 に拡大する提案を推奨し、クラブはこれを承認しました。この推奨は、それまで同じ選挙区であった韓国地域と台湾地域のクラブに、それぞれのまったく異なる文化を反映した 2 つの選挙区を割り当てること、およびこれらの地域のクラブと会員数が他の連盟地域に比べて増加していることを踏まえたものでした。

2020 年度の提案に関するコメント期間中、韓国地域と台湾地域に 2 つの選挙区を設けるというニーズに対応するために、クラブ数と会員数の減少を示している選挙区のうち共通の言語や文化的属性を持つ選挙区同士の合併を理事会が行わなかったことについて、複数のクラブが疑問を呈しました。

そこで、ガバナンス構造の見直しを継続するために、2020～2021 年にかけて選挙区タスクフォースが招集されました。最終的に、SIA 理事会は、選挙区の数、候補者推薦、選挙に重点を置くことを決定しました。理事会の作業グループは、選挙区数の検討を、米国における選挙区数の削減の検討に限定しました。複数の選挙区を持つ国に焦点を当てることで、選挙区内における言語と文化の共有が確保されます。SIA 理事会は、これらが選挙区の非常に重要な属性であると考えています。

1991 年以来、選挙区構造の変更は数回にわたって行われ、米国の会員数は 32,953 名 (929 組のクラブ) となり、13 の選挙区のうち 6 つが米国のクラブに割り当てられました。最も大きな変化が起きたのは 2004 年です。日本の会員数の増加 (1991 年のクラブ数 327 組/会員数 11,047 人、2003 年のクラブ数 539 組/会員数 15,344 人) と米国の会員数の減少 (2003 年のクラブ数 701 組/会員数 22,743 人) を受け、クラブは米国内の選挙区数を 6 組から 5 組に削減し、日本の選挙区を 2 組から 3 組に増やすという細則の改正案を承認しました。

- 第 8 選挙区を日本中部地域 (旧カミノ・リアルおよびシエラ/パシフィック地域) に割り当てる
- カミノ・リアル地域をデザート・コースト、ゴールデン・ウエスト地域のある第 9 選挙区に移す
- シエラ・パシフィック地域を、創設地域およびシエラ・ネバダ地域のある第 10 選挙区に移す
- 第 3 選挙区を南日本および西日本地域に割り当てる
- 第 4 選挙区を東日本および北日本地域に割り当てる

言語や文化の共有に加え、第 11 選挙区(中西部、中央南部、南部地域)と第 12 選挙区(東海岸中央部および北大西洋地域)を 1 つの選挙区に統合するという理事会の提案は、米国東部および中部に所在するこれら 2 つの選挙区が隣り合わせであるという事実に基づいたものです。また、この提案は、当該の 2 つの選挙区のクラブおよび会員の規模と、1991 年以降の組織内における人口動態の推移にも基づいています。

現在、米国の会員数は、クラブ数 432 組/11,288 名です(2024 年 1 月 31 日現在)。米国内の選挙区内訳は次のとおりです。

選挙区 番号	2024 年度現在の選挙区 構成(地域別)	2024 年度 のクラブ/ 会員数	現在の第 11 選挙 区と第 12 選挙区 が合併した場合	1991 年度のク ラブ/会員数 (現在の地域構 成に基づく)
11	中西部、中央南部、南部地域	66 組 1,519 人	123 組 3,007 人	188 組 5,629 人
12	東海岸中央部、北大西洋地域	57 組 1,412 人		170 組 5,501 人
9	カミノ・リアル、デザート・コースト、ゴールデン・ウエスト地域	91 組 2,328 人		
10	創設地域、シエラ・ネバダ、シエラ/パシフィック地域	125 組 3,299 人		
13	北西部、山頂から平原地域	93 組 2,654 人		

第 11 選挙区と第 12 選挙区を統合し、クラブ数と会員数が最も少ない米国内の 2 つの選挙区から新たな選挙区を設立することにより、米国の他の選挙区とのクラブ数と会員数のバランスが取れ、より緊密な連携を得ることができます。会員は組織のあらゆるレベルでソロプチミストのリーダーとしての役割を果たしているため、特に将来の理事の候補者推薦が「全体で」行われる場合には、会員数の観点から選挙区が広くなればなるほど、新しい選挙区の SIA 理事候補者がより多く集まることになります。2004 年に最後に選挙区が再構成されて以来、米国西部では会員数が減少し続けているため、この改正案により、米国のこの地理的地域(米国東部および中央部)は、会員数の減少に伴う選挙区の変更に対応できます。

第 11 選挙区と第 12 選挙区を統合することにより、陸地面積の非常に大きな選挙区が設立されることを理事会は認識しています。ただし、SIA 内の他の 2 つの選挙区も、同様に広大なエリアを有しています。第 2 選挙区、はカナダ東部およびカナダ西部地域で構成されており、第 6 選挙区は中央アメリカ全土と南米大陸のかなりの範囲を含みます。

財務上の影響:新型コロナウイルス感染症のパンデミック発生以降、SIA は理事会の会議をオンラインプラットフォームに移行しました。これにより、より頻繁に会議を行うことが可能になりました。理事会は、隔年大会に合わせて対面での会議を行う予定ですが、それ以外の場合は常にオンラインプラットフォームを通じて会議を行います。理事会役員を 1 人減らすことで財

務上のメリットは生じますが、交通費、宿泊費、食費の高騰を考慮すると、理事会の規模を若干縮小した場合に連盟が2年間で実際に節約できる金額を計算するのは困難です。

改正内容:承認された場合、SIA 細則に以下の改正が加えられます。

提案 #6 A. 細則 第 8.01 項 構成および任期

現在の文章	改正案	改正後
第 8.01 項 <u>構成および任期</u> 理事会は、各選挙区から 1 名ずつを選出した少なくとも 14 名の本役員で構成されるものとする。会長もしくは次期会長が任期をまっとうするため理事会に残留する場合、理事会役員は最多で 16 名となる。理事は、選挙年の 9 月 1 日より 2 年間の任期を務め、また後任者が選出されて理事の資格を得るまで、または理事として務められなくなるまで在職しなければならない。	第 8.01 項 <u>構成および任期</u> 理事会は、各選挙区から 1 名ずつを選出した少なくとも 14 13 名の本役員で構成されるものとする。会長もしくは次期会長が任期をまっとうするため理事会に残留する場合、理事会役員は最多で 16 15 名となる。理事は、選挙年の 9 月 1 日より 2 年間の任期を務め、また後任者が選出されて理事の資格を得るまで、または理事として務められなくなるまで在職しなければならない。	第 8.01 項 <u>構成および任期</u> 理事会は、各選挙区から 1 名ずつを選出した少なくとも 13 名の本役員で構成されるものとする。会長もしくは次期会長が任期をまっとうするため理事会に残留する場合、理事会役員は最多で 15 名となる。理事は、選挙年の 9 月 1 日より 2 年間の任期を務め、また後任者が選出されて理事の資格を得るまで、または理事として務められなくなるまで在職しなければならない。

SIA 細則の改正に加えて、「SIA の手順 H. 候補者の推薦と選挙」の第 1 項にも追加の改正が必要となります。この条項は、提案 #7「SIA 理事会の候補者推薦方法を改正する」に関連して変更される可能性もあります。提案 #6:承認される選挙区の数 を 13 に減らすため、SIA 理事会は、2024 年 12 月の法律郵便投票終了後の最初の会議で、選挙区を改正版の SIA 細則に合わせるため、手順に必要な改正を加える予定です。

大会会議の提言：代表団は、各クラブが本改正案を大会招集時と同様の内容で採択されることを提言。

改正案 #7:SIA 理事会の候補者推薦方法を改正する

発案者:SIA 理事会

第 1 段落目の「以下に説明するローテーションベースまたは全体ベースのいずれかで行われ、選挙区の会員クラブが変更投票を行うまで効力を持つものとする」を削除し、「(a) 全体ベース:選挙区域内のいかなるクラブも候補者を提案できる」を削除し、「(b) ローテーションベース」を削除して同号の段落を新しい段落として設定し、「または」を削除して「クラブを擁する各地域」を挿入し、「そのような場合、候補者は」、「のみ」、「ローテーションは、選挙区内のすべてのクラブの投票によって確立され、クラブの投票によって 5 年ごとに再確認または更新を行う必要がある。選挙区内でローテーションを確立または再確認/更新するためのクラブ間のすべての投票は、本部によって管理される」を挿入し、最後の段落を移動して「各選挙区は、随時、区域内の会員の中から理事会役員の候補者を推薦する権利を有する」に続く最初の段落に追加し、その段落の追加条項の「適格な」を削除して「すべての」を挿入することにより、第 8 条「理事会」第 8.05 条「候補者の推薦」を置き換えにより**改正**します。

現在の文章	改正案	改正後
第 8.05 項 <u>候補者の推薦</u> 各選挙区は、随時、区域内の会員の中から理事会役員の候補者を推薦することができる。以下に記載された通りのローテーションベースまたは全体ベースによりこれは行われ、この規定は、選挙区内の加盟クラブが改正を投票で決定するまで効力を持つものとする。 (a) <u>全体ベース</u>選挙区内のいずれのクラブも候補者を推薦できる。 (b) <u>ローテーションベース</u>選挙区に複数の地域が含まれる場合、または国が含まれる場合、選挙区内の加盟クラブは、	第 8.05 項 <u>候補者の推薦</u> 各選挙区は、随時、区域内の会員の中から理事会役員の候補者を推薦することができる。以下に記載された通りのローテーションベースまたは全体ベースによりこれは行われ、この規定は、選挙区内の加盟クラブが改正を投票で決定するまで効力を持つものとする。毎年 8 月 1 日までに、秘書/財務担当者は、その年の理事を選出する選挙区内の適格な<u>すべての</u>クラブに、理事会の候補者を推薦を促すものとする。その適格性は本部によって確認され、立候補に同意した候補者は、理事会が採用したスケジュールと手順に従って、標準化された履歴書を完成させなければならない。 (a) <u>全体ベース</u>選挙区内のいずれのクラブも候補者を推薦できる。 (b) <u>ローテーションベース</u> 選挙区に複数の地域が含まれる場合、または複数の国に	第 8.05 項 <u>候補者の推薦</u> 各選挙区は、随時、区域内の会員の中から理事会役員の候補者を推薦することができる。毎年 8 月 1 日までに、秘書/財務担当者は、その年の理事を選出する選挙区内のすべてのクラブに、理事会の候補者を推薦を促すものとする。その適格性は本部によって確認され、立候補に同意した候補者は、理事会が採用したスケジュールと手順に従って、標準化された履歴書を完成させなければならない。 選挙区に複数の地域が含まれる場合、複数の国にまたがりクラブを擁する各地域が含まれる場合、選挙区内の加盟クラブは、そのような地域または国の間で適切なローテーションを確立し、そこから理事会の役員候補者が選出することができる。そのような場合、候補者は、順番が回ってきた地域や国の内部部門からのみ推薦することができる。ローテーションは、選挙区内のすべてのクラブからの投票により確立され、クラブの投票によって 5 年ごとに再確認または

そのような地域または国の間で適切なローテーションを確立し、そこから理事会の役員候補者が選出することができる。候補者は、順番が回ってきた地域や国の内部部門から推薦することができる。 ローテーションの適用に関して意見の相違があり、選挙区内のクラブ間でこれを解決できない場合は、連盟の理事会が参照し、最終的な決定を下すものとする。 毎年8月1日までに、秘書/財務担当者は、その年の理事を選出する選挙区内の適格なクラブに、理事会の候補者を推薦を促すものとする。その適格性は本部によって確認され、立候補に同意した候補者は、理事会が採用したスケジュールと手順に従って、標準化された履歴書を完成させなければならない。	またがりクラブを擁する各地域が含まれる場合、選挙区内の加盟クラブは、そのような地域または国の間で適切なローテーションを確立し、そこから理事会の役員候補者が選出することができる。そのような場合、候補者は、順番が回ってきた地域や国の内部部門からののみ推薦することができる。ローテーションは、選挙区内のすべてのクラブからの投票により確立され、クラブの投票によって5年ごとに再確認または更新されるものとする。選挙区内におけるローテーションを確立または再確認/更新するためのクラブ間のすべての投票は、本部によって管理される。ローテーションの適用に関して意見の相違があり、選挙区内のクラブ間でこれを解決できない場合は、連盟の理事会が参照し、最終的な決定を下すものとする。 毎年8月1日までに、秘書/財務担当者は、その年の理事を選出する選挙区内の適格なクラブに、理事会の候補者を推薦を促すものとする。その適格性は本部によって確認され、立候補に同意した候補者は、理事会が採用したスケジュールと手順に従って、標準化された履歴書を完成させなければならない。	更新されるものとする。選挙区内におけるローテーションを確立または再確認/更新するためのクラブ間のすべての投票は、本部によって管理される。ローテーションの適用に関して意見の相違があり、選挙区内のクラブ間でこれを解決できない場合は、連盟の理事会が参照し、最終的な決定を下すものとする。
--	---	---

ただし書き:承認された場合、選挙区内の地域のローテーション制度は、2025年7月下旬に始まる候補者推薦・選挙期間より廃止されることになり、2026年7月の次の候補者推薦期間が始まる前にローテーションによる候補者推薦を選択するかどうかを決定することが第6選挙区に許可されます。

根拠:1991年以前、SIAは大規模かつ複雑なガバナンスシステムを採用しており、理事会は7人の執行委員会メンバー（年に数回会合を行う）と27名の地域所長により構成されていました。

理事会全体での会合は、2 年の期間の開始時と終了時にのみ行っていました。1991 年に改正されたガバナンス構造により、理事会役員は、選挙区から選出された役員 13 人に減員されました。

選挙区による候補者推薦の定期サイクルが確立されました。この改正は、すべての地域が順番に理事会に代表を選出するという基本的理念に基づいており、2 つ以上の地域で構成される各選挙区では、理事会への候補者推薦に参加する機会がすべての地域に確実に与えられるよう、地域のローテーションの追加サイクルも導入されました。

1991 年当時、この理念は各地域が理事会への候補者推薦に参加する機会を保証する最も公平な方法とみなされていたかもしれませんが、SIA のガバナンスにおいて意図せぬ結果を招いた可能性があります。2 つ以上の地域で構成される選挙区におけるこの地域ローテーションのサイクルでは、各地域に理事会への候補者推薦を行う「順番」が来たときにのみ、連盟の指導的立場へのアクセスが会員に与えられていました。多くの場合、これは会員が SIA 理事会で指導的な地位を獲得できる唯一の機会だと言えます。

この体制による運営を 30 年以上にわたり続けた結果、SIA 理事会は、「順番」の理念を、「理事会で指導的立場に貢献したいと願うすべての会員が、選挙区で選挙が予定されているときにはいつでも、選挙への参加を求める機会を確実に得られるようにする」という理念に置き換える必要があると考えています。SIA 理事会がこの改正案の提案に至ったプロセスにおいて、重要な点と疑問点がいくつかあります。

- クラブの個人会員一人ひとりに、クラブ、地域、地区、連盟、国際ソロプチミストなど、ソロプチミストのあらゆるレベルで指導的地位に就くことが求められています。
- 個人会員の数が減少するにつれて、SIA 理事会を含め、あらゆるレベルで指導者としての役割に関心を持つ会員、そういった役割に就くことのできる会員の数も減少しています。
 - 選挙区制が導入された 1991 年以降、SIA の個人会員数は 4 万 8,990 人から 2 万 5,410 人に減少しています。
- 現在、各選挙区では、1 名のみ候補者を推薦するローテーション制度を利用した理事選挙が増加しています。これにより、いくつかの疑問が生じます。
 - 候補者を推薦する番が回ってきた地域に候補者が 1 人しかいない場合、同選挙期間中にその役割への立候補に関心を持ち、役割に就くことのできる別の候補者が選挙区内の他地域にいますか？
 - 「順番」があり、候補者が 1 人しかいない場合、SIA 理事会の指導者候補に選択肢がない状況において、SIA の理事会がその業務を指導するのに役立つ最高のスキルと経験を備えたメンバーで構成されていると言えるでしょうか？
 - 候補者の選択肢が少ないと、クラブが選挙に参加する意欲をそぐことになるでしょうか？

SIA 理事会は、SIA の全地域の会員が、自身の選挙区が理事会への候補者推薦を行うときにはいつでも、SIA 理事会の役職を求める権利を持つべきであると考えています。同時に、連盟は現在、候補者推薦に別の方法を採用することにより支援できる可能性のある特殊な状況下にあることも、理事会は認識しています。

現在、複数の国にまたがりクラブを擁する複数の地域で構成される地域が 1 つ、SIA にはあります。これは、第 6 選挙区 (南米地域およびメキシコ/中米地域) です。地域に非常に多くの国が含まれ、それぞれの国ごとに経験は異なる場合、力関係のバランスを取るのが難しい場合があります。したがって、SIA 理事会は、複数の国にまたがる複数の地域で構成される選挙区が少なくとも 1 つ存在するという現状、および、将来的に複数地域/複数の国で構成される選挙区がさらに増える可能性がある事実を認め、他のすべての選挙区から推薦を受け付けるという選択肢を確保することが重要であると判断しました。複数地域/複数国により構成される選挙区は必ず、投票によりローテーション制度による選挙への参加意思を表名し、5 年ごとの定期的なローテーションによる参加が同選挙区のクラブの意思であることを再確認する必要があります。

財務上の影響:最小限の影響か、影響なし。現在、候補者の推薦はデジタルでのコミュニケーションを通じて行われているため、選挙区内のすべてのクラブに推薦要請を配布することによる財務上の影響はありません。選挙区内における候補者推薦のローテーションスケジュールを確立または再確認する取り組みが行われている年には、ローテーションを確立または再確認するための翻訳費用が生じる場合がありますが、その額は最小限のものです。ただし、翻訳費用は毎年定期的に候補者推薦のために予算化されており、前述の費用が既存の予算編成に重大な違いをもたらすことはありません。

改正内容:採択された場合、SIA の手順 H. 「候補者の推薦と選挙の手順」は、第 1 項および (a) と (c) に以下のように文言を置き換えて改正されます。

連盟の手順 H. 「候補者の推薦と選挙の手順」

1. 理事会の選挙区は、SIA 細則の第 8 条に定められています。SIA 細則 第 8.05 条に規定されているローテーション制度を許可する特別な状況が選挙区内で確立されていない限り、選挙区内のすべてのクラブから任意の会員への推薦が受け付けられる。以下の表は、候補者推薦と選挙のローテーション制度を選択した選挙区と、その制度の再確認のスケジュールを太字で示したものである。

第 1 選挙区 (ブラジル)

第 2 選挙区 (カナダ東部および西部地域)

第 3 選挙区 (南日本および西日本地域)

第 4 選挙区 (東日本および北日本地域)

第 5 選挙区 (韓国地域)

第 6 選挙区 (メキシコ/中米地域、南米地域)

第 7 選挙区 (フィリピン地域)

第 8 選挙区 (日本中部地区)

第 9 選挙区 (カミノ・レアル、デザート・コースト、ゴールデン・ウエスト地域)

第 10 選挙区 (創設地域、シエラ・ネバダ、シエラ・パシフィック地域)

第 11 選挙区 (中西部、中央南部、南部地域)

第 12 選挙区 (北大西洋、東海岸中央部地域)

第 13 選挙区 (北西部および山頂から平原地域)

第 14 選挙区 (台湾地域)

- (a) 毎年 8 月 1 日までに、秘書/財務担当者は、選挙を予定している選挙区内のすべてのクラブに、理事候補者をそれぞれの選挙区内から推薦するよ

う促すものとする。SIA 細則 第 8.05 項に定義されている通り、ローテーション制度を許可する特別な状況が選挙区内にある場合、秘書/財務担当者は、候補者推薦資格を持つ、当該の選挙区の内部部門の各クラブのみに推薦を促すものとする。候補者の推薦を希望するクラブは、9 月 15 日までに連盟本部に推薦内容を送付しなければならない。本部は、各候補者の適格性を確認した上で資格表明書と推薦検討受諾書を郵送し、遅くとも 10 月 25 日までにフォームを返送することが候補者に求められる。本部は、11 月 10 日までに、資格を有するすべてのクラブに郵便投票用紙を送付するものとする。すべての投票用紙は、集計のために、本部または本部が決定した電子投票プラットフォームに返送される。

- c. 2 つ以上の地域で構成され、それらの地域が 2 か国以上にまたがりクラブを擁している選挙区は、選挙方法を「全体ベース」から「ローテーションベース」に変更することができる。提案地域は、遅くとも 12 月 15 日までに、SIA 本部および選挙区内の他の地域に、選挙方法の変更を要求する意向を報告しなければならない。本部は、各地域の会議への招集に盛り込むために、論拠やその他の補足情報とともに質問を準備する。影響を受けるすべての地域は、同じ補足ドキュメントを使用しなければならない。影響を受けるすべての地域による会議の終了後、SIA 本部は、この問題に関連する選挙区内のすべてのクラブに対して郵便投票を実施するものとする。クラブの過半数投票により、質問は決定される。ローテーション制度が選択された時点で明確なローテーションの順序が定まっていない場合は、SIA 本部および地域がローテーションの順序を決定する。改正内容は、当該の選挙区が参加する次の選挙より効力を生じるものとする。ローテーション制度が選択された場合、上記の通り、5 年ごとに実施される郵便投票を通じて選挙区内のクラブによる投票で過半数が得られた場合に承認されるものとする。ローテーション制度を採用している選挙区は、再確認のための 5 年ごとの定期投票において、全体ベースの方式に戻すことを選択できる。

大会会議の提言：代表団は、各クラブが本改正案を大会招集時と同様の内容で採択されることを提言。

改正案 #8:SIA 理事会役員の選挙方法を改正する

発案者:SIA 理事会

「の内部部門」という文言を削除することにより第 8 条「理事会」 第 8.06 項「選挙」を改正します。

現在の文章	改正案	改正後
第 8.06 項 選挙 本部は、その年に選挙を行う選挙区の内部部門での投票資格を持ち、その他の資格条件を満たす各クラブに、郵便投票用紙と各候補者の標準履歴書を送付するものとする。3 名以上の候補者が投票用紙に記載されている場合、各投票クラブは、投票用紙上の各候補者の優先順位をランク付けすることにより優先投票を採用しなければならない。過半数の票を獲得した候補者が、その選挙区から理事会役員に選出される。	第 8.06 項 選挙 本部は、その年に選挙を行う選挙区での投票資格を持ち、その他の資格条件を満たす各クラブに、郵便投票用紙と各候補者の標準履歴書を送付するものとする。3 名以上の候補者が投票用紙に記載されている場合、各投票クラブは、投票用紙上の各候補者の優先順位をランク付けすることにより優先投票を採用しなければならない。過半数の票を獲得した候補者が、その選挙区から理事会役員に選出される。	第 8.06 項 選挙 本部は、その年に選挙を行う選挙区での投票資格を持ち、その他の資格条件を満たす各クラブに、郵便投票用紙と各候補者の標準履歴書を送付するものとする。3 名以上の候補者が投票用紙に記載されている場合、各投票クラブは、投票用紙上の各候補者の優先順位をランク付けすることにより優先投票を採用しなければならない。過半数の票を獲得した候補者が、その選挙区から理事会役員に選出される。

根拠:理事会選挙に関する現行細則第 8.06 条により、連盟の指導者の選択、および SIA 理事会の構成を選択する際のクラブによる発言権の確保においてクラブ間の不平等が生まれるという意図せぬ結果が生じました。現在のシステムでは、単一の地域（ブラジル、日本中部、台湾、フィリピン、韓国地域）で構成される選挙区に所属するクラブと、第 9 選挙区（カミノ・レアル、デザートコースト、ゴールドデン・ウェスト地域）で構成される選挙区に所属するクラブは、2 年ごとに理事会の指導的役職の候補者に投票します。他のすべての選挙区に所属するクラブは、その選挙区内の地域間でのローテーション制度に基づき、4 年または 6 年ごとにのみ投票できます。米国の 2 つの地域が最近合併されるまでは、その期間は 1 つの選挙区では 8 年間にも及んでいました。

SIA 理事会は、それぞれの選挙区が選挙に関与するたびに SIA 理事会の構成役員に投票する権利が連盟内のすべてのクラブ（資格を有するクラブ）にあるものと信じています。これにより、公平、公正、平等な立場がすべてのクラブに与えられます。さらに、選挙区投票が行われるたびに各クラブは選挙に参加できるようになります。SIA 理事会は、これにより SIA の指導的立場を決定するこの重要な側面への関与が高まることを期待しています。

財務上の影響:なし

大会会議の提言: 代表団は、各クラブが本改正案を大会招集時と同様の内容で採択されることを提言。

改正案 #9: ファンドレイジング評議会を拡大し、連盟ファンドレイジング評議会に改名する

発案者: SIA 理事会

評議会の名前に「連盟」を挿入し、「2 年の任期をずらして与えられた 5 人のメンバーを SIA 理事会が任命するものとする。メンバーは、2 年の任期を連続 2 回まで受令することができる。理事会は、投票を行わずに理事会の顧問となる議長を任命する。ファンドレイジング評議会」を削除し、「連盟ファンドレイジング評議会は最大 14 人の会員で構成され、以下の役職に就く資格は SIA 理事会によって定義されるものとする」を挿入し、(a)、(b)、(c)、(d)号を挿入することにより、第 9 条「委員会」第 9.02 項「ファンドレイジング評議会」を改正します。

現在の文章	改正案	改正後
第 9.02 項 <u>ファンドレイジング協議会</u> には、2 年の任期をずらして与えられた 5 人のメンバーを SIA 理事会が任命するものとする。メンバーは、2 年の任期を連続 2 回まで受令することができる。理事会は、投票を行わずに理事会の顧問となる議長を任命する。ファンドレイジング評議会は、国際ソロプチミストアメリカのプログラムを支援するため、また理事会の受託者責任を支援する募金に関する勧告を提供するために、慈善寄付、贈り物、スポンサーシップおよび遺贈を募り、集めることを SIA 理事会により任される。	第 9.02 項 グローバル <u>連盟</u> ファンドレイジング協議会は、 2 年の任期をずらして与えられた 5 人のメンバーを SIA 理事会が任命するものとする。メンバーは、2 年の任期を連続 2 回まで受令することができる。理事会は、投票を行わずに理事会の顧問となる議長を任命する。ファンドレイジング 評議会は、国際ソロプチミストアメリカのプログラムを支援するため、また理事会の受託者責任を支援する募金に関する勧告を提供するために、慈善寄付、贈り物、スポンサーシップおよび遺贈を募り、集めることを SIA 理事会により任される。 グローバル <u>連盟</u> ファンドレイジング評議会は最大 14 人のメンバーで構成され、以下の役職に就く資格は SIA 理事会によって定義されるものとする。 (a) SIA 理事会によって任命され、1 年の任期を務める共同議長 2 名 (b) SIA 理事会によって任命され、1 年の任期を務める次期共同議長 2 名次期共同議長 2 名は、次期共同議長として	第 9.02 項 <u>連盟</u> ファンドレイジング協議会は、国際ソロプチミストアメリカのプログラムを支援するため、また理事会の受託者責任を支援する募金に関する勧告を提供するために、慈善寄付、贈り物、スポンサーシップおよび遺贈を募り、集めることを SIA 理事会により任される。 <u>連盟</u> ファンドレイジング評議会は最大 14 人のメンバーで構成され、以下の役職に就く資格は SIA 理事会によって定義されるものとする。 (a) SIA 理事会によって任命され、1 年の任期を務める共同議長 2 名 (b) SIA 理事会によって任命され、1 年の任期を務める次期共同議長 2 名次期共同議長 2 名は、次期共同議長としての任期終了時に自動的に共同議長に就任するものとする。 (c) 理事会によって任命され、1 年の任期を務める、理事会連絡役としての SIA 理事会役員 1 名理事会連絡役が理事会勤務の 1 年目に任命された場合、理事会勤務の 2 年目

	の任期終了時に自動的に共同議長に就任するものとする。 (c) 理事会によって任命され、1 年の任期を務める、理事会連絡役としての SIA 理事会役員 1 名 理事会連絡役が理事会勤務の 1 年目に任命された場合、理事会勤務の 2 年目に理事会連絡役として再任することができる。 (d) SIA 理事会によって任命され、2 年間の任期を務める各国リーダー、最大 9 名。追加で連続 2 年の任期を再任することができる。各国リーダーは、グローバル連盟ファンドレイジング評議会において各国グループを代表し、その広報担当者としての役割を果たすものとする。	に理事会連絡役として再任することができる。 (d) SIA 理事会によって任命され、2 年間の任期を務める各国リーダー、最大 9 名。追加で連続 2 年の任期を再任することができる。各国リーダーは、<u>連盟</u>ファンドレイジング評議会において各国グループを代表し、その広報担当者としての役割を果たすものとする。
--	---	--

ただし書き:採択された場合、新しい連盟ファンドレイジング評議会の構造は、2025 年 9 月 1 日に発効することになります。改正時に、すでに SIA のファンドレイジング評議会役員に任命されてその役職を務めている個人は、2025～2026 年度の連盟ファンドレイジング評議会の任期に向けて SIA 理事会による任命が実施されるまでの間、共同議長または次期共同議長としての役職を継続することを希望するか尋ねられます。1 度目の任期はすべて、2025 年 9 月 1 日から 2026 年 8 月 31 日までの 1 年間となります。2026 年 9 月 1 日開始の任期より、すべての任期は細則に記載されている期間制限に従うものとします。

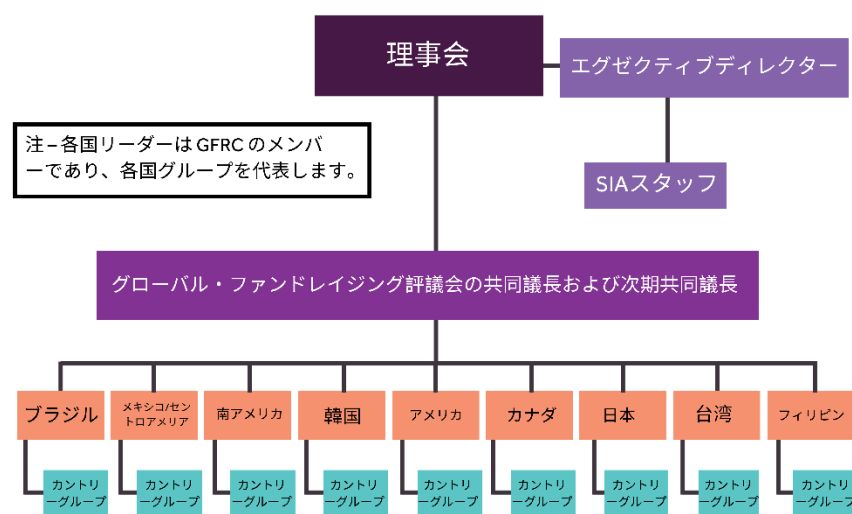
根拠:

SIA は、寄付金がなければ女性達の人生を変える使命を遂行することはできません。2021～2031 年の大きな目標を達成するには、SIA に代表される各地域で資金を調達を行うことが重要です。承認されれば、新たに拡張された連盟ファンドレイジング評議会により、各地理的地域の代表者が各文化的背景に基づいた方法で寄付金を集めることができるようになり、連盟全体における強力な慈善文化の構築に向けて SIA を支援できるようになります。これまで、ファンドレイジング評議会は主に米国の会員と、アジア各国からの少数の会員で構成されてきました。

拡張された連盟ファンドレイジング評議会は、大きな成果をあげたドリームビッグ・キャンペーンに採用された構造に基づいています。「各国のリーダーが意思決定に参加して地理的領域の会員から成るグループを主導する」という拡大された構造により、より多くの会員が連盟全

体にわたり慈善文化の拡大に取り組むことが可能になります。また、これらの国のグループが、それぞれの地理的領域内でより文化的に適切な募金活動を実行できるようになります。これらのボランティアのポジションの拡大により、個々の会員が新しいスキルを構築したり、既存のスキルを磨く機会も提供されます。

採択された場合、連盟ファンドレイジング評議会の構造、及びどう評議会における様々な役職の責務や資格は以下の通り表明されます。



連盟ファンドレイジング (GFRC) 評議会 共同議長/次期共同議長	
GFRC 議長/次期議長は、世界的な資金調達活動に向けて直接の運営チームを選出し、各国のリーダー、ひいては各国のグループに指導を提供します。	
任期	GFRC の次期共同議長は 1 年の任期を務め、その後 1 年の任期で GFRC 共同議長に昇格します。
責務	● 慈善活動の文化を構築し、組織の慈善活動の目標に向けて取り組む ● 世界的な資金調達、寄付者の関与、会員維持戦略において協働する ● 各国のリーダーと戦術や進捗状況についてコミュニケーションをとる ● 各国グループの採用と指導において各国のリーダーを支援する ● 理事会との連携により理事会が資金調達に参加できるようにする ● SIA スタッフチームと協力して、GFRC との会議およびその後の作業を調整および実行する ● 主要な寄付チームのメンバーと協力して新しい寄付を提案する ● 募金目標に向けた進捗状況を監視する
資格要件	● 優良会員 ● ローレル・ソサエティおよび/または Stargazer の正会員 ● SIA の使命と目標に対する熱意

	● 募金活動への熱意 ● 仮想環境での快適な作業 ● 優れたコミュニケーション能力と対人スキル ● 学び、成長し、変化に適応したいという欲求 ● 資金調達、マーケティング、販売、非営利経営、またはその他の関連分野での経験が望ましい（必須ではありません） ● ボランティアグループを率いた経験のある方優遇（必須ではありません）
選挙・任命	自己推薦により SIA 理事会が任命
SIA スタッフチーム	資金調達部門およびドナーリレーションズ部門のディレクター（戦略とリーダーシップ）、ドナーリレーションズアソシエイトマネージャー（管理およびプロジェクト管理）
報告	理事会への報告

GFRC 各国リーダー GFRC リーダーは、各国グループの運営を指揮し、各国での募金活動を主導する。すべての GFRC 会議において各国グループメンバーの代表を務める。	
規模	● 7～9 か国のリーダー、各地域的領域の代表。
任期	● 2 年間（終了前にさらに 2 年間の任期が追加される可能性あり）
責務	● 各国グループにおける採用と運営を主導 ● 世界的な資金調達、寄付者の関与、会員維持戦略において協働する ● 主要な寄付チームのメンバーと協力して新しい寄付を提案する ● SIA スタッフ、理事会、その他の利害関係者との協力 ● 募金目標に向けた進捗状況を監視する
資格要件	● 優良会員 ● ローレル・ソサエティまたは Stargazer の正会員 ● SIA の使命と目標に対する熱意 ● 募金活動への熱意 ● 仮想環境での快適な作業 ● 優れたコミュニケーション能力と対人スキル ● 学び、成長し、変化に適応したいという欲求 ● 資金調達、マーケティング、販売、非営利経営、またはその他の関連分野での過去経験を有していることが望ましい（必須ではありません）

選挙・任命	自己推薦により SIA 理事会が任命
SIA スタッフチーム	資金調達部門およびドナーリレーションズ部門のディレクター（戦略とリーダーシップ）、ドナーリレーションズアソシエイトマネージャー（管理およびプロジェクト管理）
報告	GFRC 共同議長および次期共同議長に報告

GFRC 各国グループ 各国グループは GFRC リーダーと協力して、自国で資金調達戦略を実行する。GFRC 会議では各国のリーダーが代表として出席する。	
構成	ファンドレイジング評議会の各国リーダーが主導 以下がメンバーに含まれる ・ ファンドレイジング部門地域委員長 ・ メジャーギフトアンバサダー - 国内の「ドナー・リレーションズ・タスクフォース」を主導 ・ ビジネスアンバサダー（社会的大義のパートナーシップ、企業/財団） ・ コミュニティ/LYD.org アンバサダー（非会員サポーター） ・ スペシャルイベントアンバサダー（様々なイベントでの資金調達を実施） ・ その他、興味やスキルに応じて
任期	2 年間（終了前にさらに 2 年間の任期が追加される可能性あり）
責務	・ 慈善活動の文化を構築し、組織の慈善活動の目標に向けて取り組む ・ 連盟なコンテンツと資金調達戦略で協力する ・ SIA スタッフ、理事会、その他の利害関係者との協力 ・ SIA の使命とプログラムの紹介を通じて、寄付者と潜在的な寄付者の関与の拡大を支援する ・ チームメンバーと協力してさまざまなビジネス分野に取り組む
資格要件	・ 優良会員 ・ ローレル・ソサエティまたは Stargazer の正会員 ・ SIA の使命と目標に対する熱意 ・ 募金活動への熱意 ・ 仮想環境での快適な作業 ・ 優れたコミュニケーション能力と対人スキル ・ 学び、成長し、変化に適応したいという欲求 ・ 資金調達、マーケティング、販売、非営利経営、またはその他の関連分野での過去経験を有していることが望ましい（必須ではありません）
選挙・任命	地域の知事および次期知事と連携した国のリーダーによる任命

SIA スタッフチーム	資金調達部門およびドナーリレーションズ部門のディレクター（戦略とリーダーシップ）、ドナーリレーションズアソシエイトマネージャー（管理およびプロジェクト管理）
報告	各国リーダーに報告を行う
ミーティング	推奨：各国リーダーが主導し組織する国グループのニーズに基づいて 10 ～ 12 日

財務上の影響:

解釈を拡大する必要があるため、これまで非常に米国中心だった現在のファンドレイジング評議会モデルよりも制定にはコストがかかることになります。より生産的な会議を開催し、より効果的にコストを管理するために、GFRC は年間を通じて隔月で会議を開催します。これらの各会議のおおよその費用は、SIA メンバーの主要 5 言語による 2 人の通訳による 2 時間の二重通訳で 6,380 ドル、または年間約 38,400 ドルとなります。

これらの増加したコストの一部は、すべての SIA 資金調達チームの会議（連盟ファンドレイジング評議会、ファンドレイジング部門地域委員長、臨時募金チームの活動）を 2 時間の隔月会議で開催することで相殺され、さまざまな資金調達チーム全体で通常かかる通訳料の時間数が削減されます。また、一堂に会することで、慈善活動の文化の構築に携わるすべてのボランティアに教育を提供し、連盟全体で資金調達の成功と課題について一度に話し合うという相乗効果も得られ、協力関係が強化されます。

SIA 理事会からの情報: この提案が採択された場合、古い第 4 条全体を削除し、新しい第 4 条に置き換えることにより、SIA の手順に対する以下の改正も採択されます。

改正内容:

採用された場合、SIA の手順 H.「候補者推薦と選挙の手順 4.」は次のように改正されます。

4. 連盟ファンドレイジング評議会(GFRC)
 - a. 9 月 1 日までに、SIA 事務局長/財務担当者は、各メンバーに対し、2 人の連盟ファンドレイジング評議会共同議長選挙（毎年任命）または GFRC 加盟国リーダー（2 年ごとに任命）のうちの 1 人としての任命候補者として自ら推薦するよう招待するものとする。SIA の使命と目標に情熱を持ち、募金活動に熱心なローレル・ソサエティやスターゲイザーの積極的な寄付者であり、良好な地位にある会員は、SIA 理事会による検討のために、遅くとも 11 月 30 日までに必要な申請書類を提出する。
 - b. 必要なスキルと多様性が考慮されるよう、連盟ファンドレイジング評議会の次期共同議長の任命は、遅くとも 4 月 1 日までに SIA 理事会によって行われるものとする。任期は 9 月 1 日から 2 年間とする。次期共同議長として 1 年間、共同議長として 1 年間を務める。

- c. 2 年ごとに、SIA 理事会は各地域のカントリー リーダーのポジションへの応募者を審査する（南アメリカ、ブラジル、カナダ、日本、韓国、メキシコ/中米、フィリピン、台湾、米国）。SIA 理事会は、遅くとも 4 月 1 日までに各地域の各国リーダーを任命する。任期は 9 月 1 日から 2 年間とする。各国のリーダーには、追加の 2 年間の任期で再任される資格がある。
- d. 毎年、SIA 理事会は、GFRC 理事会の連絡役として役員の 1 人を任命するものとする。任命は、就任前の会計年度の 8 月 31 日までに行われるものとする。理事会勤務の 1 年目に GFRC 理事会の連絡役に任命された SIA 理事会役員は、理事会勤務 2 年目に再任される資格がある。
- e. GFRC の役員は、連盟の最善の利益が実現されると理事会が判断した場合には、理由の有無にかかわらず、SIA 理事会によって解任されることがある。委員長は、理事に助言を提供する目的で、SIA 会長の招きで SIA 理事会会合に出席しなければならない。解任は、その時点で在任している理事の 3 分の 2 の投票があった場合にのみ、また GFRC メンバーに SIA 理事会の定例または特別会議で意見を聞く機会が与えられた後にのみ行われる。
- f. GFRC 共同議長のポストに欠員が生じた場合は、SIA 理事会によって選出された共同議長の 1 人が補充するものとする。昇格した次期共同議長は、空席となった残りの任期に、当初共同議長として任命された任期を加えた任期を務めることになる。GFRC 次期共同議長のポストに欠員が生じた場合は、SIA 理事会が任命するものとする。任命は任期の残り期間とし、被任命者は次の 9 月 1 日に共同議長に就任するものとする。各国リーダーの役職に欠員が生じた場合は、空席となった残りの任期中、SIA 理事会が補充する。

大会会議の提言: 代表団は、各クラブが本改正案を改正された内容で採択されることを提言。